

ID: 5375

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	解散の認可及び認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (解散事由) 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 (1) 理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 (2) 定款に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁の解散命令 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考	事実関係の認定に難易差があること、また過去に実績がなく、あらかじめ期間を設定することが困難であるもの。		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日